

●約束手形の手形要件

- ①約束手形文句
- ②手形金額
- ③支払約束文句
- ④支払期日
- ⑤支払地
- ⑥受取人の名称
- ⑦振出日
- ⑧振出地
- ⑨振出人の署名

「形」として取り扱います。

受取人の名称・振出地・振出人の署名も確認

直ちに取立できる手形とは「支払いをなすべき日またはそれに次ぐ2取引日以内に、支払金融機関に支払呈示できるもの」です。手形券面上に記載されている「支払期日」欄に記載された日付を確認し、「支払場所」「統一手形交換所番号」欄なども確認します。

「支払場所」欄に記載されている金融機関が「自行車と同じ手形交換所」に加盟している金融機関なら、手形交換所を経由して支払金融機関へ支払呈示します。同じ手形交換所に加盟していない金融機関なら、代金取立手形として支払金融機関へ送付します。

なお、「自行車の他店」が記載されていた場合、自行車の行内交換により支払呈示をします。自店が記載されていれば、自店の支払義務者の口座から支払い、取立依頼人の口座へ入金手続きします。

取立依頼を受けたら、支払場所

や支払期日以外の記載事項についても確認します。手形には、記載されていない必要事項（手形要件）が手形法で定められているからです。要件が1つでも欠けていると手形として効力が生じません（このような証券を「要式証券」と呼びます）。

手形法は、約束手形の手形要件を①表のように定めています。このうち①約束手形文句、③支払約束文句、⑤支払地の3事項は金融機関から交付された手形用紙にすでに印刷されているので、実務上は残りの6事項について記載内容を確認します。ここでは、⑥受取人の名称、⑧振出地、⑨振出人の署名について解説します（②手形金額、④支払期日、⑦振出日についてはサンプル②以降で解説）。

⑥受取人の名称には「手形金額の支払いを受ける者の名称」が記されます。受取人が法人なら、法人名だけでよいとされています。

一方、実際には本欄が未記入の約束手形が多く流通しています。そのため当座勘定規定では、本欄

が空欄の手形も支払できるような約定していますが、本手形が不渡になった場合に遡求権が認められないというリスクがあります。受け付けるときには、本欄は補充してもらおうようにしましょう。

⑧振出地は、手形法で「最小独立行政区画まで記入する」「振出人の肩書地（住所）に代えることができる」と定められています。

⑨振出人の署名には、振出人が自署（記名）して届出印を押捺することとなっています。法人が振出人である場合は、法人名に加え代表者が肩書を記載し、自らが署名あるいは記名押印をします。

なお券面に、手形要件以外の事項が記されていることがあります。これを「任意的記載事項」といい、内容により「有益の記載事項」「無益の記載事項」「有害の記載事項」の3種に分けられます。「支払場所」は有益の記載事項、「手形整理番号」は無益の記載事項とされています。手形要件ではないものの、「裏書」のように確認が必要な事項もあります。

サンプルで学ぶ

こんな手形はこう見る & こう対応する！

①～④ ●高星 敏朗

⑤⑥ ●加来 輝正

6つの手形のサンプルを取り上げ、見方と対応のポイントを解説します。

サンプル①「支払場所」に他の金融機関名が記されている

No. 約束手形 No.		支払期日 令和2年5月31日		東京 0000 0000-000
収 入 印 紙 (印)	千歳工業株式会社 殿		支払地 東京都中野区	
	金額 ￥1,000,000※		支払場所 株式会社モダン銀行中野支店	
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします				
令和2年4月17日				
振出地 東京都中野区新井〇-〇-〇		住所 株式会社未来商事		
振出人 代表取締役 未来浩一 (印)				

！ 自行車ではない！

こう見る & こう対応

支払期日・支払場所・統一手形交換所番号欄などを確認。支払場所が「加盟手形交換所が自行車と同じ金融機関」なら、手形交換所を経由し支払呈示。異なれば代金取引手形として支払金融機関へ送付

手

形の所持人は手形を現金に換えるため、手形の「支払場所」に記載されている金融機関へ「支払ってください」と手形を呈示する必要があります。この行為を「支払呈示」といいます。

手形交換所経由または代金取立手形として対応

支払呈示の方法には「店頭呈示」「交換呈示」があります。手形の店頭での支払いについては、手形法上は制約がないものの、実務上「手形を呈示した者が手形の正当な所持人か否か」を支払金融機関が確認することは困難です。原則として店頭呈示による支払いは謝絶することとなっています。

そこで手形の所持人は、手形を現金化するために「自身が取引している金融機関」へ「取立依頼」をします。取立依頼を受けた金融機関は、手形を「直ちに取立できるもの」/「取立できないもの」に分類し、直ちに取立できるものは所持人の口座へ入金処理し、直ちに取立できないものは「代金取立手